

御堂筋本町地区の防災レジリエンス
向上に関する連携協定

大阪市（以下「甲」という。）及び一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク（以下「乙」という。）は、御堂筋本町地区の防災力（レジリエンス）向上に向けた取組に関し、相互の連携を推進するため、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が御堂筋本町地区の防災力（レジリエンス）向上に向け連携して活動することを目的とする。

（活動地域）

第2条 本協定に定める御堂筋本町地区とは、別紙記載の乙の活動エリアとする。

（地域の防災力（レジリエンス）向上に向けた連携取組）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、それぞれの業務に支障のない範囲において、次の事項について連携して取り組む。

(1) 防災・減災活動及び啓発活動

乙、及び乙会員企業が保有する設備（デジタルサイネージ等）による乙会員企業の社員、及び地域への訪問者への啓発

(2) 地域の防災力（レジリエンス）向上

ア 乙、及び乙会員企業における災害が発生した際の対応について計画・マニュアル等（BCPや、避難誘導マニュアル等）の策定

イ 災害対応計画やマニュアル等に定めた事項の実施に向けた整備

ウ 乙の防災力（レジリエンス）向上に向けた定期的な訓練の実施

エ 乙、及び乙会員企業の災害が発生した場合の備蓄等

(3) 災害発生時における取組

ア 訪問者が一時的に滞在可能な乙、及び乙会員企業のスペースの提供

イ 乙会員企業の一斉帰宅の抑制

ウ 乙、及び乙会員企業が保有する設備（デジタルサイネージ等）等による地域への訪問者への注意喚起

(4) 防災力（レジリエンス）向上に向けた継続的対話

ア 甲及び乙は継続的に、地域の防災力（レジリエンス）向上に向けた対話を行う。

イ 甲は、乙の活動に対する災害救助法適用に向け引き続き大阪府等と協議を行う。

- (5) その他目的達成のために必要な事項に関すること。
- 2 甲は、本協定に定める目的を達成するために必要な情報を乙に対し提供し、乙は乙会員企業間で取組の趣旨を共有し乙会員企業へ協力要請を行う。
 - 3 乙は、災害発生時に乙会員企業がスペースを提供し、被災したエリア訪問者の受け入れ等を行う場合、乙会員企業が、平時に作成した災害時の対応マニュアル等に従い、必要書類等の作成等の運営に必要な事項を乙会員企業に周知する。

(エリア内災害関連施設・災害時の被害状況に関する情報共有)

- 第4条 第3条第1項第4号に基づき、甲と乙は、平時より乙のエリア内にある災害関連施設（避難所、避難ビル、一時滞在施設等）の情報を共有する。
- 2 災害時に甲は、一時滞在施設の受け入れ状況、公共交通機関の運行状況等、道路等の被害状況、被災・避難状況等に関する情報を収集し、有益と判断される情報の広報及び乙に対する提供を行う。
 - 3 乙は、甲から得た被害状況に関する情報について乙会員企業に対して共有する。また、第3条第1項第3号に基づき乙、及び乙会員企業が保有する設備（デジタルサイネージ等）により、地域の訪問者への注意喚起を行う。

(災害時に訪問者が一時的に滞在可能なスペースの提供に関する協力要請)

- 第5条 甲は、災害時に第3条第1項第3号に定める訪問者が一時的に滞在可能なスペースを提供する必要があるときは、乙に対して協力を要請する。ただし、乙は、災害時等において緊急に対応することが必要であると認められるときは、甲の要請がない場合でも自主的な判断に基づきスペースを提供する。
- 2 乙は、前項ただし書きによる場合には、速やかに甲に連絡することとする。又、甲は、乙から連絡があった場合には、速やかに前項本文に基づく要請を行う。
 - 3 甲による第1項本文に基づく要請は、原則、書面をもって行うこととする。ただし、書面によることが困難な場合、又は緊急を要する場合は、口頭により第1項本文に基づく要請をすることができるものとし、速やかに要請書面を送付するものとする。

(個別取組の費用)

- 第6条 第3条に定める取組に関して要する費用は、当該取組を実施する者が負担する。
- 2 前項の定めにかかわらず、災害時における訪問者の受け入れのため、乙及び乙会員企業の施設において、第3条第1項第3号（ア）に定める訪問者が一時的に滞在可能なスペースを提供した費用等で、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用があった場合、同法に基づき負担する。

(協定有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1カ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定は、自動的に有効期間が満了する日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定の期間中又はその終了後においても、連携事項の実施に当たり知り得た相手方の機密情報を、相手方の承諾を得ないで、甲及び乙以外の第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙は協議する。

(管轄裁判所)

第10条 甲と乙は、本協定書に関する一切の訴訟の提起、又は調停の申立てについては、大阪地方裁判所、又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(確認事項)

第11条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲及び乙が他の個別行政分野において個別に連携・協力すること、甲もしくは乙と第三者（乙会員企業を含む。）との間で連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

本協定の締結を証するため、甲及び乙は、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月27日

甲 大阪府大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 大阪府大阪市中央区本町4丁目1番13号

一般社団法人御堂筋まちづくりネットワーク

代表理事 須藤 治

(別紙) 御堂筋まちづくりネットワーク活動エリア

